

特例扱いで
介護報酬引き上げ

4 月から新たな介護報酬が適用される。基本報酬は軒並み引き下げられたが、主要な地域密着型サービス

には特例扱いの加算を設け、「地域包括ケア」構築へ本格的な誘導が始まる。

軒並み
マイナス改定の例外

今回の介護報酬改定は、冒頭に「中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化」を掲げた。

その対応策の代表は地域密着型サービスの「24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護」（定期巡回・随時対応型）である。

1日何回も介護職や看護師がパトロールを繰り返す、急用があれば電話連絡で早朝でも深夜でも駆けつける。この施設並みのケアを売り物に2012年度に導入された。要介護度別に設ける「支給限度額」ぎりぎりの高い月額包括報酬を付けた。

しかし、新サービスに取り組むのは、なお全国284事業所にとどまる

（2013年10月時点）。巡回に時間がかかる小都市、農村部では導入しにくく、大都市部を含め看護職の確保が難しい壁にぶつかっている。

今回の改定で、基本報酬はやや切り下げられたものの、個別サービス計画の適切な見直し等を図る「総合マネジメント体制強化加算」で月額1万円を支給限度額とは別枠で上乘せした。介護職対象の処遇改善加算等も含めると、軒並み減額された報酬群のなかで、後述の「複合型」ともにかなりの増額だ。

さらに、看護師の確保を補うため、ほかの訪問看護事業所の応援を認め、夜間・早朝のオペレーターの兼務規定も緩やかにされた。あの手この手で在宅介護の限界点引き上げを狙う。

在宅は
「地域密着型」の時代へ

デイサービス（通う）・ホームヘルプ（訪ねる）・ショートステイ（泊まる）を兼ね備えた「小規模多機能型」、その多機能型と訪問看護を組み合わせた「複合型」看

護小規模多機能型居宅介護に改称)は、定期巡回・随時対応型を含め地域密着型サービスに分類され、厚労省は「包括

	支給限度額	定期巡回・随時対応型 (訪問看護実施の場合)	複合型	小規模多機能型
要介護3	26万9310円	19万6860円	24万2740円	22万620円
要介護4	30万8060円	24万2680円	27万5310円	24万3500円
要介護5	36万650円	29万3990円	31万1410円	26万8490円

注)要介護1、2は省略。同一建物居住者以外を対象にする場合。
他に条件付きでサービス提供体制強化、介護職処遇改善、総合マネジメントなどの加算がある。

報酬型」と名付ける。いずれも重度者を預かる場合は報酬額も施設並みに高い。小規模多機能型は全国4253事業所と順調に伸びたが、零細な事業所が目立つ。複合型は看護師の確保で同74事業所にすぎない(同時点)。

られたものの、支給限度額とは別枠で同じ「総合マネジメント体制強化加算」が付けられた。

さらに小規模多機能型では訪問介護の回数が多いと月額1万円を加算し、条件付きで看取り連携体制加算(1日640円、最大30日分)も付く。ただし、零細な事業所では、この加算条件を整えるのは難しい。複合型では医療ニーズに手厚く対応すると支給限度額とは別枠で月額2.5万円も上乘せされる。

単独・高齢夫婦の急増に備え

たとえば、特養ホームが定期巡回・随時対応型や複合型を始めると、建築費なしで近隣に新たな個室を設ける形になり、施設並み報酬を得られる。

もちろんスタッフの確保や訪問看護事業所との提携は難問だが、施設内にとどまっていると、先行きは増収も望めない事態に追い込まれそうだ。逆に診療所や病院による定期巡回・随時対応型、複合型への進出も予想される。

超高齢化の大波で、独り暮らしや夫婦とも高齢の世帯が急増していく。同居家

族の介護を当てにした状況は大きく変わる。

しかも、後期高齢者の単独・夫婦のみ世帯の割合が高い都道府県ほど特養ホームやデイサービスを使わない傾向という統計分析もある(藤井賢一郎著、未来につなげる介護保険)、月刊介護保険2014年12月号)。

特養ホームやデイサービスの入所者・利用者からしばしば聞かれる「家族に迷惑をかけたくないから」という理由は、その裏返しで、家族とともに暮らしたいと、むしろ自宅に居づらいうる現象さえ起きているのだ。

市町村ごとに原則中学校・校区単位(人口1万人程度)で取り組む「地域包括ケア」体制づくりへ、地域密着型サービスの普及・定着は不可欠になる。同時に運営面と採算面で民間の進出が望めない小都市や農村部で、代替サービスの創設が重い課題になるだろう。

■宮武 剛(みやたけ こと)

毎日新聞社・論説副委員長、埼玉県立大学、日白大学の教授を経
て、日白大学生涯福祉研究科 客員教授、厚生労働省「社会保障
審議会」委員、財務省「財政制度等審議会」委員やNPO「福祉
フォーラムジャパン」会長も務める。